

第1回 行政手続部会 議事録

1. 日時：平成28年9月20日（火）16:00～17:56

2. 場所：合同庁舎第4号館4階共用第2特別会議室

3. 出席者：

（委員）高橋滋（部会長）、森下竜一（部会長代理）、大田弘子（議長）、江田麻季子、野坂美穂、原英史、吉田晴乃

（専門委員）大崎貞和、川田順一、國領二郎、佐久間総一郎、堤香苗

（政府）山本内閣府特命担当大臣（規制改革）、松本副大臣

（事務局）田和規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、石崎参事官、大槻参事官

（内閣官房）柳瀬日本経済再生総合事務局長代理補

4. 議題：

（開会）

1. 部会長代理指名

2. 部会の運営について

3. 規制・行政手続コストの削減に係る経緯と現状

（1）「日本再興戦略2016」における経緯等について

（2）諸外国における取組について

（3）我が国における既存の取組について

4. 行政手続部会の進め方

（閉会）

5. 議事概要：

○高橋部会長 それでは、時間となりましたので、第1回「行政手続部会」を開会させていただきます。

9月12日の規制改革推進会議におきまして、当部会の部会長の御指名を頂戴いたしました高橋でございます。よろしくお願いたします。

皆様には、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日は、大田議長及び江田委員に御出席をいただいております。また、規制改革担当の松本内閣府副大臣にも御出席を頂戴しております。

○松本副大臣 よろしくお願いたします。

○高橋部会長 山本大臣は遅れての御出席だと伺っております。

それでは、まず議事の1につきまして、規制改革推進会議令第4条第5項の規定によりまして、部会長代理を指名させていただきたいと思っております。お隣にお座りいただいております。

ます森下委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋部会長 よろしくお願ひいたします。

○森下部会長代理 皆様、よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 次に、議事の「2. 部会の運営について」に移ります。

本部会の議事につきましては、規制改革推進会議運営規則の第5条によりまして、本会議の運営を準用するというようにしております。同第2条に基づきまして、会議終了後に会議の資料を公表するとともに記者会見を行いまして、議事の内容を説明するというようにしたいと思ひます。記者会見は、事務局よりお願ひしたいと思ひます。

また、本部会の議事録につきましては、準備が整い次第、速やかに公表することとしておりますので、その点、御了承をお願ひいたします。

次に、議事の「3. 規制・行政手続コストの削減に係る経緯と現状」に移りたいと思ひます。

お手元の資料、日本再興戦略2016におきまして、規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるというようにされたこと等を踏まえまして、本部会については、これについての具体の検討を行うということにしております。

まず、この閣議決定がなされた経緯等につきまして、内閣官房日本経済再生総合事務局の柳瀬事務局長代理補より御説明を頂戴したいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○柳瀬日本経済再生総合事務局長代理補 経済再生本部の柳瀬でございます。

それでは、今回、再興戦略で、この新しい制度改革メカニズム導入をする閣議決定をした経緯を御紹介したいと思ひます。お手元の資料2をあけていただいて、その一番最後のページでございます。

事の発端は、日本でビジネスをしようという外国企業に日本でビジネスする阻害要因をアンケートしてございます。政権交代した直後に聞いたときは、一番はビジネスコストの高さでございました。あるいは日本市場の特殊性ということでもございましたけれども、昨年、同じ調査をして驚いたことに、ビジネスコストの高さはもう5位に下がってございます。これは行き過ぎた円高あるいは法人税改革が効果を上げているかなという気がしました一方、行政手続・許認可等の複雑さというところが今、一番ということでもございます。

これをきっかけに、対日直接投資会議のほうでここを新しいテーマとして取り上げようという話がございました。一方で、成長戦略を検討してました産業競争力会議でも、外国企業にとってのビジネスの阻害要因は当然日本の企業にとっても阻害要因なので、これはまさに成長戦略の観点からもしっかり取り上げるべきではないかという議論がございました。

この企業の方から見ると、規制緩和でもいいし、行政書類を半分にするのもいいし、IT申請するのもいいでしょうけれども、どれでもいいから要するに手続にかかわる事業コストを下げてくださいということなのだと思ひますが、政府のほうから見ると、それはなか

なか簡単なことではなくて、規制改革はこの規制改革会議でやる。行政手続の簡素化みたいなのは総務省を中心に、それはそれでそういう部隊が手続の書類を減らすということをやっている。IT化であればIT総合戦略本部というところでやるということで、ある種、縦割りのようになっていて、事業者の人がどれでもいいので要するにトータルコストを下げてくださいということだったと思いますので、事業者目線でトータルに事業者コスト、手続コストを下げるという取組が必要だという議論があったわけでございます。

他方、欧州をいろいろ調べてみますと、イギリスでもオランダでも、こういう縦割りを超えて、事業者目線で要するに行政コスト、手続コストの一定量を削減するという行政手法が取り入れられてきてございますので、日本もこういうことをやったらいいのではないかということが競争力会議で議論されて、その場で当時の規制改革大臣だった河野大臣が生産性革命は非常に大事だと、規制行政手続のコストを削減する。これは明確な数値目標を立てて実効性あることをやらねばならないという御発言がございまして、それを踏まえて安倍総理のほうから、事業者目線で行政コストを抜本的に削減する。このための規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めるという御発言、御指示があったわけでございます。

当時、7月の前でしたので、前の体制のときでございましたけれども、新たに規制改革会議の後継組織のほうでこれを具体的に詰めるのをお願いしようということにその後なったわけでございます。

欧州のほうも、これはなかなかチャレンジングなテーマでございます。いろいろ調べてみると、うまくいっているもの、うまくいかなかったもの、まさにトライ・アンド・エラーを今もやっているところがございます。そうしたことで、この会議が始まるのを待っておらずに海外の調査ぐらいはやろうではないかということで、7月に内閣官房の経済再生本部の事務局と経済産業省で共同の調査団をイギリス、デンマークに派遣をしまして、いろいろ向こうのうまくいっている点、うまくいっていない点なども調査をして、規制改革会議の事務局に御報告をして、それも含めて、今日、規制改革会議の事務局のほうから海外の御紹介があると思います。

この再興戦略で閣議決定したのを踏まえまして、この部会では、ぜひ事業者目線で規制改革、行政手続の簡素化、IT化を一体的に進めていく分野、どういう重点分野を取り上げるのか、どういうやり方をするのか、削減目標をどうするのかというのをよく詰めて進めていただきたいということでございますし、成長戦略のほうは産業競争力会議と官民対話を統合いたしまして、今回、新たに成長戦略の司令塔として未来投資会議というものをスタートしてございます。そこもよくこちらと連携をさせていただいて、新しい試みでございまして、ぜひうまく物事が前に進むようにということを考えているところでございます。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればお出しいただきたいと思
います。いかがでしょうか。

今の日本再生総合事務局のほうで、これについて何かまた別個に調査以外に作業されて
いるところはございますでしょうか。

○柳瀬日本経済再生総合事務局長代理補 作業ということではございません。多分成長戦
略全体の中で、新しい制度改革メカニズムで、ここを重点にしてもらいたいという議論は
あり得るのだと思ってございますが、これは相当詰めないとIT化とか書類を減らすとか、
そこはもうこちらにお願いするしかないの、そういう成長戦略全体とのかかわりでプラ
イオリティーとかということを議論することはあり得ると思ってございます。

○高橋部会長 いかがでしょうか。どうぞ。

○森下部会長代理 IT化の促進というのが今回入っていますけれども、IT戦略本部のほう
もありますね。この点に関しては、こちらのほうでこのIT化をより進めてほしいという
のをある程度見つけていけばIT戦略本部のほうで引き取っていただけるのか、それとも逆
にここまでこちらのほうでやるというのを決めてしまっているのか、その辺はどんな感じ
なのでしょう。

○柳瀬日本経済再生総合事務局長代理補 一応この会議がスタートする前に、内閣官房で
それぞれの事務局が招集されまして、連携していこうということになっていて、ただ、み
んなで集まってみてよくわかったのですけれども、例えば会社を起こすところのコ
ストを下げる時にどうするかというのは誰も考えていなくて、何かリクエストがあって
これはIT化できないかとかという検討をすることはあっても、トータルコストを下げる
とかは全く誰も考えていないということがよくわかったので、そこはこの会議で中心にな
っていただいて、それでキャッチボールになるのだと思うのです。IT本部でいろいろな国
民の方からの受け付けがあってというのもあるし、こちらのほうから全体として、ここは
IT化でやるし、ここは行政書類だし、ここは規制緩和でやるのだとかというのをこちら側
から向こうに投げて、ついてはIT本部のほうでこれはIT化のところをやってねという双方
向ありなのだと思います。あまりかちっと何かやるというよりは、うまく連携してトータ
ルうまく回るようにしましょうということだと考えてございます。

○高橋部会長 ほかにいかがでしょうか。

今、具体的にどういう分野とかというのはヒアリング等で出ているところはございま
すでしょうか。

○柳瀬日本経済再生総合事務局長代理補 一応、対日投資会議のほうも、成長戦略でも、
もともと去年の春に議論したとき、みんなで何となくイメージしていたのは、1つは、会
社を起こすところ。これは特に外資から見るとすごく関心があるし、日本でもベンチャー
とかというのは、これは両方が一致した分野で、もう一つ、やはりIoTとか第4次産業革命
が出てきていますので、それを使って例えば産業保安の工場現場のメンテナンスのところ
とか、これも何かできないかという話もございましたし、いろいろなアイデアがありまし

たけれども、まだそこは熟した議論とは思ってございません。

○高橋部会長 わかりました。どうぞ。

○刀禰規制改革推進室次長 先ほどの森下部会長代理からの御質問の関係で事務局から補足をいたしますと、今回、今、柳瀬代理補からございましたけれども、政府内でどういう分担にしようかというのは大分議論してまいりました。その中で、資料1で申し上げますと、まず対日投資の関係で先行的にやっていただく部分と、対日投資以外でも先行的にやっていただく部分と、本格的に手法と目標について考えて決定をしていくという部分がございます。

我々の中でパート1、パート2、パート3と呼んでおるのですけれども、パート3がこちらの会議での御担当分野となっているわけですけれども、パート1、パート2、それぞれ事務局がございますので、事務局同士では日常的に連絡をとっているところでございます。さらに今回、こちらの部会ができますことが決まりまして、専門委員の方をお願いする際に、具体的には大崎専門委員におかれては対日投資の会議の代理をやっておられるということもございますし、國領専門委員におかれましては、IT戦略本部の民間委員をやっておられるということがございましたので、そういう意味でも、それぞれの会議体同士のつなぎ役という形でもお願いをしております。

そういう意味では、この会議としては、このミッションについては自由に御議論いただきまして、必要な調整が出てきましたときには、それぞれの関係する会議でも御議論いただくことはあると思いますし、事務方のほうも連携して対応する体制ができておりますので、先生方におきましては、このミッションに関しては自由に御議論いただいて、前向きな建設的な御意見をいただければありがたいと思っております。

○高橋部会長 御紹介ございましたら、國領専門委員、大崎専門委員、どうぞ。

○吉田委員 済みません。その提言の中には、例えばその三つの「パート」を横串を刺した組織体制もあり得るのではないのですかといった提言も含めて発言をしていいということですか。

○高橋部会長 組織的なところはどこらへんですか。

○吉田委員 実際に規制改革を行う時、どの分野、範囲で何を実行したらいいかと考えていました。

○刀禰規制改革推進室次長 事務局として申し上げますと、まず当面、閣議決定をやらなければいけないことは決まっております。ですから、本年度中をめどに、重点分野と削減目標を決定するという事はミッションですので、まずはどういうやり方でどういう重点分野をつくり、どのような削減目標を決定するかということを本年度中をめどに御決定いただくことになろうかと思っております。

○吉田委員 それでは当面は実際に規制改革を実行することはとりあえず心配しなくていいということですね。

○刀禰規制改革推進室次長 そこはまずこの会議で御議論いただきたいと思っております。その

上で、計画的な取組を推進するとなっていますので、年度末に決めた後、どのような仕組みで今、我々がこれから議論していただく重点目標、削減目標をどのように実行していくかという段階になろうかと思えます。そういうときに、各省庁においてもいろいろな御検討いただく必要がありますし、それをどのように計画を我々がチェックしていくかということもありますし、そのあたりのやり方、今後の進め方については御議論いただいて、またまとめていくということになろうかと思っております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。では、お二方から若干抱負めいたことも含めて何かコメントがあれば。

○國領専門委員 新たにと申しますか、規制改革会議という意味では初めてかと思えます。國領でございます。どうぞよろしく申し上げます。

私、IT戦略のほうで先日まで規制改革の分科会というのがあり、そちらの座長をさせていただいております、その観点から申し上げます。恐らく幾つかの話がある中で、ITを活用することそのものに対するいろいろなバリアがありまして、例えば本人確認はどのようなことをしたら本人が確認されたことになるのか、或いはならないのか、またいろいろなところで登録証を提示しろとか、そういうようなものがあります。何をもって提示したことになるのかというような割合、横串共通的なところで、かつITを使うことそのものに関するいろいろなルール、書面でなければだめとあちらの法令に書いてあるとか、対面でなければだめとあちらに書いてあるとかこちらに書いてあるとか、そういうような一塊がございます。このあたりのことについては、IT戦略の中でやっているほうがむしろいいのかもしれない。

ただし、それだけでは、別に世の中自体はその部品だけ直っても、さまざまな行政手続そのものの中にそれがきちっと埋め込まれていかないといけないということかと思えます。これは実は一網打尽、一本の法律で全部対面ではなくてオンラインで大丈夫なこととみなすとかということをやってみても、それぞれの規則にそれぞれの歴史がありまして、それぞれの現場の課題とか既に投資してしまった仕組みがあるとか、いろいろなことがあるので、一個一個の行政手続については、それなりに丁寧に一個ずつ見ていかないといけません。これでマイナンバーができたのだから本人確認できるはずだから全部やれという号令をかけてもなかなか実現しないということで、実はIT戦略本部のほうでも幾つか分担をいただいて、その応用問題を解くみたいな話をやろうとしてきました。しかし、それは必ずしもITとは限らないような各分野における行政手続のいろいろな話が出てきます。限界があるなということですので、その辺をこういうようなチームで、恐らく年末に向けて大物は何かみたいなことを、この応用問題を解くのが直接的なインパクトも大きいし、波及的インパクトも大きいというようなものを選んで、その応用問題をきっちり解いていくというような話。それと、その中から出てくる横串の対策のようなものを適切にIT戦略のほうへ戻していただく。そのようなことで回っていくのではないかという感想を持っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、大崎専門委員、ごく1分程度で短くお願いします。

○大崎専門委員 私、対日直接投資推進会議というもののアドバイザーというものを拝命しております、その会議の下部組織としてできました行政手続見直しに関するワーキング・グループというものの座長代理ということをやらせていただいております。そちらでは、専ら海外から日本に出てくる企業が行政手続でどのような問題に直面しているかというお話を伺って、その改善策を議論するというところでやっておりますが、こちらはそういうことではなくて国内企業、国内の生活者全般の問題を取り上げるということでございましょうから、多分いろいろな形で連携できるのではないかなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○高橋部会長 どうもよろしくお願ひいたします。

時間の関係がございます。後で御意見を頂戴できる時間もございますので、(1)の議題につきましては、このぐらいにさせていただきます、次に、諸外国における取組につきまして、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願ひします。

○石崎規制改革推進室参事官 それでは、資料3を御覧ください。

「諸外国における行政手続コスト削減に向けた取組」、横長の資料であります。

ページをめくっていただきまして1ページ目でありますけれども、諸外国における2000年代の行政手続コスト削減の取組とございます。枠囲いにありますとおり、主に欧州諸国で2000年代の政府全体で削減率を目標に定め、その実現に向けて標準的費用モデル、これは次のページにあります、それを用いて行政手続コストを数値化し、その削減に取り組んだということでありまして、デンマーク、オランダを皮切りにイギリス、ドイツ、フランスなどで例えば25%削減といったところの目標を定め、また標準的な費用モデルを使用してきた。そして、世界銀行の「Doing business」、事業環境の順位でありますけれども、特にデンマークなどでは顕著に上がっているということでございます。ちなみに日本に関して言うと、10位から34位に随分下がってきているということがございます。

2ページ目が標準的費用モデルということで、欧州諸国でどういう手法で測定していたかということですが、左下の図を見ながら見ていただければと思いますが、事業者に対する規制のコスト、これには手数料や税のような直接的な金銭コストや間接的な金銭コスト、環境投資のためのコストがありますが、そういうものを除外しまして、行政に申請書を出すときに事業者にかかる作業のコストというのを計算したものであります。具体的には右側でありまして、Standard Cost Modelといたしまして、ある許認可の規制がありますと、そこにいろいろな情報を提出する義務があつて、それにはデータをいろいろつくらなければならない。それには内部コストとして企業内部でかかっている人件費、それから外部のコンサルタント等に払う費用、その他諸経費、これを2ポツにありまして洗い出しまして、事業者に対するヒアリングやアンケート等を通じて金銭換算した。

3ポツにありますように、この長所は「人件費単価×所要時間」という単純な計算で行

政手続コストを数値化することができると言われている。他方、短所といたしましては、下の例にあります。膨大な費用や日数がかかる。デンマークですと20カ月の期間を要したですとか、イギリスでは22億円、1,700万ポンド、12カ月の期間を要した。こういった問題もあるということでもあります。

ページをめくっていただきますと、各国の例であります。まずイギリスでありますけれども、政府全体の行政手続コストを測定した結果がその表にあるとおりであります。ビジネス・イノベーション・技能省やコミュニティー・地方政府省、衛生安全庁、こういったところが特に英国政府全体ではコストがかかっていた。注にありますように歳入庁につきましては、イギリスは一般的には25%という削減目標だったわけでありまして、別途削減目標として10%を設定したということでもあります。

4ページはそういった中でのコミュニティー・地方政府省ではどんな法令でコストが発生したか、あるいは衛生安全庁ではどんな法令で発生したかということの事例であります。

ページをおめくりいただきまして5ページ目でありますけれども、それでは、イギリスで行政手続コストの削減効果が高かった取組を上から順番に10位まで並べた表であります。労働法ガイダンスプログラムから始まりまして、消費者向けの広告などのルール等、以下10個でありますけれども、こういった取組でもって1ポツにありますとおり、英国政府全体の約6割、これがIT化などで10の分野における削減により行われたということでもあります。

その次の6ページ目であります。デンマークであります。デンマークもほぼ英国と同様な傾向がありまして、1番目の国税庁、経済産業省、雇用省、農林水産食品省、こういったところを初めとしまして行政手続コストが記載のとおりにかかっているということでもあります。

7ページは、その中での経済産業省の行政手続コストでありまして、見ていきますと、企業会計法がその中でも約66.9%を占めている。イギリスの場合は経済産業の所管分野が金融やさらには海上安全と随分広いようでありまして、こういった傾向がございます。

8ページ目が2010年代の取組でありまして、2010年代になりますと（1）にありますとおり、2000年代は先ほども見ましたとおり、25%の削減率を目標に定めていたが、2010年代になると各国の事情に応じて削減目標を設定するというので、イギリスやデンマークでは削減額を目標に設定したということ、イギリスでは例えば100億ポンドですとか、そういった額になっている。フランスにつきましては、中小企業に課された情報提出義務の数を目標に設定したということ、各国の実情に応じてある種のバリエーションが出てきているということでもあります。

9ページ目でありますけれども、重点分野の絞り込みということで、イギリスでは記載のとおり2000年代は重点分野の選定を行うことなく、全省で一律の目標となる削減率を定めて行政手続コストの削減を実施しましたが、2010年代以降は、2000年代において削減の

試算を行った結果、削減効果の高い特定の手続があらかじめ判明していることもあって、重点分野を絞り込んで行政手続コストの削減を行う方法に移行したということで、記載の9分野、マネーロンダリング、エネルギー等9分野について重点分野としているということです。

(3)として削減対象とするコストの範囲の拡大ということで、先ほども言いましたとおり、2000年代における取組では、削減対象を事業者にとっての行政手続コスト、事務作業コストに限定していたわけですがけれども、規制を遵守するに当たって事業者が負担するコストはその一部にすぎない、さまざまにあるということで、例えばドイツでは行政手続コストだけではなくて間接的な金銭コスト、環境投資のコストなども新たに含めることにしたほか、事業者だけでなく、一般市民の負担ということも削減対象とするなど、2010年代になりますと少し各国の実情に応じていろいろなバリエーションが出てきているというところがございます。

説明は以上であります。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等がございますればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

原委員、どうぞ。

○原委員 ありがとうございます。

これはもしおわかりになればですが、最初の御説明の中で「Doing business」の日本の順位がここ数年、大分下がってきているというお話がございましたが、これは何か手続面で悪化しているところがあるのか、あるいはほかの国が伸びている中で日本が出遅れているということなのか、事務局でもし分析されていることがありましたら、教えてください。

○石崎規制改革推進室参事官 「Doing business」は複数の指標を用いておりますものですから、行政手続の煩雑さのほかにも例えば電力事情ですとかもろもろの指標であり、それから「Doing business」の場合は算定方法がやや不明なところもありますものですから、どこの分野が落ちているかというのは、今、手元の資料ではなかなかわかりにくいところはあります。ただ、相対的に見ますと順位が落ちてきているという傾向にあるというところだと思います。

○高橋部会長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 済みません、確認したいのですが、英国、デンマークで削減額を目標設定しているというのは、事業者側の削減額ということですか。それとも政府内でのコストの削減額ですか。2つ出てきていると思うのです。

○石崎規制改革推進室参事官 失礼しました。

これはページで言うと2ページ目を見ていただければと思うのですがけれども、説明不足で申しわけございませんが、事業者側のコストでございます。すなわち、事業者が許認可

を得るために資料づくりに要するところの会社の社内の人件費ですとかその所要時間。

○吉田委員 事業者側ですか。

○石崎規制改革推進室参事官 事業者側であります。

○吉田委員 英国政府として目標設定したのも事業者側のほうでの削減額ですか。

○石崎規制改革推進室参事官 おっしゃるとおりです。行政側ではなくて事業者側であります。

○吉田委員 ありがとうございます。

○刀禰規制改革推進室次長 少し補足いたしますと、事業者側が先ほどの2ページの右下にございますようないろいろな情報提供義務を負っており、それについてどのような人件費と時間がかかるということをいろいろなケースについて調べてみまして、ある意味では標準的なものを探し出しまして、そのトータルの件数というのに掛け算をする。足し算の掛け算みたいな話になるわけですけども、そういう形でコストを計算しています。それに対して、例えば政府が規制の見直しをするなり、手続の見直しをするなり、IT化をするなりということによって、この部分は逆にこれだけ減らせますよね。それをまた同じように掛けていくと一定の金額が減ってくるという形で目標達成に向けて措置をとったということでございます。

○吉田委員 ありがとうございます。

○高橋部会長 川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 川田でございます。

質問でございますけれども、9ページにドイツがコスト削減の対象範囲を拡大したとあります。欧州におきましては、主に事業者が負担する行政手続コストを削減対象にしたわけですが、ドイツでは、②に記載のとおり、一般市民の負担も新たに削減対象にしたとあります。事業者だけでなく、一般市民の負担まで対象範囲を拡大した理由といたしますか、原因はどこにあったのでしょうか。

○石崎規制改革推進室参事官 済みません、これは文献調査だけでやっているものでありますから、政府へのヒアリング等をしておりませんので、我々が持っている情報では理由はわからないとしか、今のところはそうお答えします。

○刀禰規制改革推進室次長 これも補足しますと、こういった点をもっと調べるべきではないかという御指摘がある場合には、可能な範囲で追加調査もしていきたいと思っております。今回、あくまでもベースは事業者。さらに広げていけばいろいろ広がるのですが、どこまで広げるのだということと、逆に調べるためのコストとか、省庁側のコストもかかってくるということでございます。

○高橋部会長 どうぞ。

○大田議長 質問なのですが、2000年代は標準的費用モデルSCMをいろいろな国が用いてやった。しかし、日数やコストが結構かかるという問題があった。2010年代に入ると、それぞれの国が違うやり方、違う手法をとっているところが出てきた。フランスでは、情報提

出義務の数を目標にした、ということですが、英国、デンマークは依然としてSCMを使っているのかどうか。SCMを使って、なおかつ分野を削減していき、焦点を当てる分野を特定分野に削減効果の高いところにしたということなのか。要は、今、使われている手法として、依然としてSCMが主流であるのか、違う手法が出てきて、そちらのほうが効果的だということになっているのか、2010年以降の潮流がわかれば教えていただきたいのです。

○石崎規制改革推進室参事官 済みません、これも日本再生本部と経済産業省で調査チームを派遣していただいて調べた結果であります。2010年代において厳密な意味でのSCMを使ったかどうか、これも確認をしてみたいと思います。ある種の金額を出していますから、恐らく何かの計算をしたのであると思います。それが2000年代のような緻密なやり方だったのかどうなのかも少しまた調べてみたいと思います。

○高橋部会長 かなり今、外国の場合はこういうものを使ってやられる評価手法はかなり普及されているのですが、ただ、日本ではこういう経験がないので、そういう意味ではどのぐらいのコストをかけてこれに近いものを考えていくのかというのはこれからの考え次第なのだろうと思います。

そういう意味では、標準的にどのようなものを選んだのか。例えば規制でも全部調べているわけではないと思うので、では、どういう意味で代表的な規制を調べてそれについてコストを考えていたのかとか、その辺、できれば今後ぜひ考えていただきたい、調査していただきたいなと思いますが、調査項目の選定みたいな今後の調査、どのように考えていらっしゃるか御教示いただければと思います。

○石崎規制改革推進室参事官 恐らく2000年代は、SCMは我々が文献で調べる限りは、上位の10位以下も随分出しておりますのでかなり網羅的にやったと思っております。ただ、2010年代の取組も含めまして、これは経済産業省に委託調査をお願いしております。その中で今回御質問いただいた、もしくは次回御質問いただいた事項も御相談させていただきながら、我々としてもまた調べていきたいと考えております。

○高橋部会長 ほか、御質問等ございますでしょうか。かなりこれからどういように進めていくかという1つの参考のお話だと思いますので、いかがでしょうか。

國領専門委員、どうぞ。

○國領専門委員 この調査は、地方政府は入っているのでしょうか。これもIT戦略で検討していて、国関係は相当進んでいるのだけれども、法令に基づいてやらなければいけない民手続のところの遅れと、地方政府と民の遅れのほうが、国と民の手続よりもむしろ深刻な問題ではないかという問題意識を持っていたのですけれども、そのあたりはこちらのほうではどう捉えていたのでしょうか。

○石崎規制改革推進室参事官 この我々のイギリスやデンマークで調べた限りは、中央政府に当たって調べたものですから、地方政府の現状について調べたものではありません。その辺はもう少し確認したいと思っております。

5ページで見ますとコミュニティー・地方政府省みたいな行政庁も入っておりますから、

この辺がどうだったかも含めてもう少し調べてみたいと思っております。

○吉田委員 補足していいですか。イギリスのことなので少しだけ。イギリスは中央政府がクラウド環境をつくって行政の簡素化。それを今、地方政府に向けて、これぐらい安くなりましたと中央政府でまず実例を見せて、できたら25%の削減に向かって皆さん使ってくださいというようなガイダンスで広めているというように聞いてはいます。BTも一部かんでいるところもあるので、そういう広め方をまずセントラルでプラットフォームをつくって、それを周りにみんなしてくださいという形で売っているというように言っていました。そういう広げ方をしているということは聞いています。どれぐらい広がっているか、その辺の数字は私、まだ持っていないのです。

○高橋部会長 どうも貴重な情報、ありがとうございました。

ほかの委員、いかがでしょうか。

では、川田専門委員、どうぞ。

○川田専門委員 ただいまの質問に関連して、本部会の検討対象としましては、地方自治体における行政手続も対象とするのか、あるいはとりあえず、中央政府の手続だけを対象とするのか、検討範囲の定義のようなものがあるのでしょうか。

○高橋部会長 大田議長、そこはいかがお考えでしょうか。

○大田議長 悩ましい問題で、あくまで規制改革会議は中央政府対象なのですが、去年の規制改革会議で、地方によってあまりに扱いが異なっていて、それは地方分権ですから異なっているものはたくさんあるのですが、さはさりながら、地域をまたがってビジネスをする企業にとって大変不都合であるという問題が出てきています。例えば出す書類が違うとか、基準が違うとかあって、これは何とかできないかということで前回の規制改革会議で取りかかりました。一方で、やはり地方分権のもとでそれは条例で決めるべきだという声も強くて、これは継続案件になっています。したがって、規制改革会議本体でもその件はもう少し議論を続ける予定にしています。

○高橋部会長 よろしいでしょうか。

○川田専門委員 ということは、今回は地方自治体の手続は対象外だという理解でよろしいでしょうか。

○大田議長 まずは中央政府対象でやっていただいて、こういう事業者にとって不都合がある分野をどう扱うかは、規制改革推進会議の本会議でもう少し議論を深めたいと思っています。

○刀禰規制改革推進室次長 部会長、よろしいでしょうか。

○高橋部会長 どうぞ。

○刀禰規制改革推進室次長 今の点で、事務局内でも大分議論をしております、今回のタイトルの中で、事業者目線で一体的に進めるということになっております。そうしたときに、やはり事業者目線で言うと、事業者の方々が負担に思っているものが現実負担になっているものということになってきますので、今後、また最後の資料5のところでは今後の

進め方を御相談いたしますけれども、その中で結局重点分野を決めるためには、空理空論でやっても仕方がないと思いますので、現実には負担があるところを中心に重点分野が必要だと思います。

そういうときにどういうものが出てくるか。もちろん今、議長からございましたように、国が直接的に決められるのは国の法令であったり通達であったりということになるわけですが、地方公共団体の所管、それから、先ほどあった民民の場合によっては、根っこに国の規制がある民民の、例えば預金口座の開設などという手続のものも対日投資でも議論が出ているとは聞いていますけれども、そういうようなものもありますので、そういったものをどう進めていくか。全体としての規制改革の考え方は、今、議長からございましたように、規制改革推進会議の本体のほうで御議論いただきます。ただ、我々がこの手続部会の中で行政手続のコストをどう考えていくかというときに、決して地方のものを一切除外しているということではなくて、ただ、そこには国が決められることには一定の制約があるのだという前提の中で、そこをどう考えていくかということもまさに行政手続コストというものをどう定義して考えていくかということの中で御議論いただきたいと考えております。

○高橋部会長 よろしいですか。

それでは、御議論の途中でございますが、山本大臣がお見えになられましたので、ここで御挨拶を頂戴したいと思います。その前に報道陣が入りますので少しお待ちいただければと思います。よろしくお願いいたします。

(報道関係者入室)

○高橋部会長 それでは、ここで山本大臣より御挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○山本大臣 規制改革担当大臣の山本幸三でございます。

本日はお忙しいところ、また、猛烈な雨の中をお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。心から感謝申し上げます。

我が国を「世界で一番企業が活動しやすい国」とすることを目指して、安倍内閣が掲げる「GDP600兆円経済」を実現するためには、規制のあり方について不断の検証を行うとともに、事業者の生産性向上を強力に推し進めることが必要であります。

この行政手続部会においては、事業者が経済活動を行う際に直面する規制・行政手続コストの削減に、事業者の目線で取り組み、本年度中を目途に、重点分野の幅広い選定と削減目標の決定を行うため、委員・専門委員の皆様の幅広い御知見を賜りたいと存じます。

忌憚のない御議論をどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○高橋部会長 山本大臣におかれましては、お忙しいところをどうもありがとうございました。

それでは、ここで報道関係者の皆様方には御退室をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(報道関係者退室)

○高橋部会長 議論の途中でございましたが、多少時間がございますので、何か追加であれば御指摘を頂戴したいと思いますのですが、いかがでございましょうか。この話題につきましてでございます。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 どうもありがとうございます。

ただいま御議論に出ました中央と地方の関係、これは避けることのできない問題だと思います。ちなみに、前回の規制改革会議でも非常に細々とした案件をホットラインで拾い上げましたけれども、非常にざっくりとした感覚で言うと、細かい手続になればなるほど地方の話になってくる。それはサブスタンスだけではなくて、本来これは地方自治に任さなくてもいい書式ですね。例えば森下先生がここにおられるので1つの例を挙げますと、医薬品医療機器等の法律、それに基づいてある事業者は役員がかわったらその届出をしなければいけない。これは各都道府県にしなければいけない。ただ、これはもう日本全国股にかけて大企業であれば活動しているとなると、その各都道府県に出す書式がそれぞれ違う。これなどは何で地方自治に任す必要があるのか。これは国が一本決めればいいのかみたいな議論が非常に多くありましたので、手続になればなるほど地方との関係は避けられない。サブスタンスは国が例えばそんな役員変更届出をしなくてよろしいと決めれば片づくのですが、そうではない、あくまでも手続となった途端に、ここは極めて地方の自治との関係が出てくるということだと思います。

ですから、目標を定めて重点を決めました。では、それで例えば2割削減しましょうとなったときに、結局は最後、実施するほうが、それは実は地方自治でして中央ではいかんともしがたい、こういう話になってしまっただけではないので、この辺はやはり目標を設定するに当たって、ある程度アプローチを考えていただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 地方団体とのアプローチ等、少し踏まえながらいろいろとこれから議論して、どういうようにアプローチするかを考えさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

この辺でよろしいでしょうか。また後で御意見を頂戴する機会もございますので、(2)につきましてはこのぐらいにさせていただきたいと思います。

それでは、続きまして、我が国における既存の取組について、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしく願いいたします。

○大槻規制改革推進室参事官 それでは、お手元の資料4を御覧ください。

1 ページ目でございますけれども、まず規制改革について御説明いたします。

政府はこれまで、規制改革、行政手続の簡素化、IT化にそれぞれ取り組んでまいりましたけれども、規制改革については、平成7年の閣議決定以来、累次の閣議決定によりまして、規制緩和・改革を進めてまいりました。直近では、規制改革会議の答申を踏まえまし

た規制改革実施計画に基づき、幅広く規制のあり方の改革を推進しております。平成25～28年まで4年間、全部足しますと規制改革事項数は653ございました。この中で、行政手続に係る見直し事項を事務局で整理しましたところ、73事項、一定程度見られたということがわかりました。

具体的には2ページ目でございます。

ページの上の表が手法別の見直しの内容でございます。行政手続に係る制度の見直し、添付書類等の見直し、運用の見直し、審査期間短縮、許可期間の延長、ITの利活用、こういった手法別に分類を試みてみたところですよ。

また、ページの下の方につきましては、省庁別の内訳でございます。内閣府から環境省に至るまで多くの省庁で取り組まれているということがおわかりかと思ひます。

さらに具体例が3ページ目でございます。

1番目が行政手続に係る制度の見直しでございますけれども、これは法令の制定だとか改正等を行ったものでございます。最初の再生医療等製品の条件、期限つきの承認制度、こういったものを導入したときのことなのですけれども、承認申請する機会が二度ありまして、その際求めるデータの重複を避けるなど、合理的な制度になるように制度設計をしたということがございます。

また、2番目の例ですと、商工会議所の定款記載事項の変更は、従来認可制だったのですが、これを届出制に緩和をした。すなわち、強い規制から弱い規制に直したということがございました。

2番目、申請・届出等の添付書類等の見直しですけれども、これらは大体省令等の改正によるものでございます。1つ目の例が銀行の信託契約代理業の登録申請ですし、2番目は建設業の許可申請ですけれども、それぞれ書類の簡素化を図っております。

3番目が行政手続に係る運用の見直しです。これは通達等を発出して措置をしているものです。1つ目の例が、貨物自動車運送事業者がレンタカーを使用する場合、申請をしなければいけないのですけれども、その書類の合理化を図ったものでございます。

2番目は、深夜酒類提供飲食店の営業開始届出という届出があるのですけれども、法令上規定されていない書類を求められる場合があるということ踏まえまして、都道府県警察に対して、制度の適切な運用について指示をしたという例でございます。

4ページ目でございますけれども、審査期間の短縮でございます。これは特定保健用食品、特保ですけれども、この審査につきまして、消費者庁における標準的な事務処理期間の短縮ということを出したというものがございます。

5番目、許可等の期間延長ですけれども、これは河川敷地の占用許可なのですが、事業者等が行う場合についても、現行の3年以内から10年以内に延長するというものです。

最後はITの利活用ですけれども、これは化粧品の輸入時の手続なのですけれども、オンラインシステムを導入しましたことにあわせて、添付資料の廃止を行ったものであります。

続きまして、5ページ目でございますが、行政手続の簡素化の関係でございます。

今、御説明しましたように、規制改革におきましても各省庁で手続の簡素化のようなことが取り組まれておりますけれども、政府全体の総合的な取組として振り返ってみますと、平成9年に「申請負担軽減対策」という閣議決定が行われておりまして、これに基づきまして、各省庁におきまして、かなりの数の申請・届出の簡素化を実施したという経緯がございます。この当時、重点的な取組事項というのが3つございまして、1番目が許認可の有効期間の延長ということで、薬局の許可とかこういったものを始めとして120事項について有効期間を倍化・延長したというのがございました。

2番目が押印の見直しですが、パスポートの発給申請書など、5,500事項について押印をしなくてよいなどの合理化を図ったというものでございます。

3番目が許認可等の審査・処理期間の半減・短縮化ということで、580種類について期間の半減、1,380種類について短期化をしたというものでございます。

6ページ目でございますけれども、この申請負担軽減対策の決定におきまして、必要に応じ、行政監察機能を活用して改善を推進するとされておりまして、これを踏まえまして、総務省行政評価局において、各省庁の個別の手続を二度調査いたしております。1つ目は、平成14年3月に7省庁に対しまして申請書等の記載事項及び添付書類の見直しなど79事項を勧告しております。また、2番目は平成25年3月、このときは東日本大震災における被災者支援のための手続に関して、また、25年11月には、全国共通の一般的な申請手続に関して、それぞれ6省庁に対して勧告を行っているということがございます。

7ページ目、最後、IT化の関係でございます。IT化につきましては、平成13年以降、IT戦略本部を中心に取組が行われているということでございます。取組の内容でございますけれども、最初、平成13年以降、国が提供する実質的に全ての行政手続をインターネット経由で可能にするというようにしまして、各省におきましてシステムの整備をまず行ったということがございます。あわせて、オンライン化法と呼んでおりますけれども、これに関する法律の制定をしたということです。

こうしまして平成17年度時点で国の申請・届出の手続の96%がオンラインで利用可能になったということがございます。次の段階が2006年、平成18年からなのですが、今度はオンラインの利用率を向上しましょうということで、国民に広く利用されている手続、年間申請の件数が100万件以上の手続、こういったものに重点化をして、メリットの拡大だとか使い勝手の向上等の措置を実施したということです。この際、重点化の対象ですけれども、件数の多いもの等ということで、登記、輸出入・港湾、国税、社会保険・労働保険等の71手続がございました。一方で、あまり使われていない費用対効果が低い手続についてはシステムの停止を行ったということがございました。

一番最近の動きは、平成25年以降、IT国家創造宣言が出てからなのですが、公共サービスがワンストップで誰でもどこでもいつでも受けられる社会を目指すということで、特にマイナンバー関連制度を活用した取組を推進しているということがございます。

2つありまして、各種手続で必要とされている登記事項証明書の添付の省略につきまし

て、関係機関で情報連携を検討しているということだとか、あるいは子育てに係る申請等につきまして、オンラインで一括して手続きが行える「子育てワンストップサービス(仮称)」の検討を行うといったことが掲げられております。

8 ページ目でございますけれども、ITの関係なのですが、もう一点、IT利活用の推進を阻害する規制制度、こういったものを見直していくということに関しまして、これまでIT総合戦略本部と規制改革会議が連携をしております。具体的には、平成25年12月にIT戦略本部が「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中アクションプラン」というものを策定しております、その内容としまして、事業者や国民からの提案・要望を踏まえて、全部で28項目からなる改革事項を定めた、策定したということがございます。

その中で2つほど例を下に挙げていますけれども、登記情報の共有化。これは登記所間でシステムを使って情報共有を行うものでございます。また、電波の申請書の関係、これはインターネットの申請につきまして簡素化の機能改修を行ったというものでございます。

こういった28項目のうちの一部につきまして、規制改革会議においても方針の検討などの対応を行ったというような連携をしております。このアクションプランにつきましては、本年末までにまた改定することとされております。

最後、9 ページ目でございますけれども、規制・行政手続コストに関しまして、これまで規制改革、行政手続の簡素化、IT化というのはそれぞれやってきたわけなのですが、今回のようなコスト削減を目的として、事業者目線で一体的に進めるという改革は初めてかと思えます。そういった意味で今回の取組の意義がそこにあるのではないかなと感じております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問等があればよろしく願いたいと思います。いかがでしょうか。

いろいろなことをやってらっしゃるのですが、やはり目に見える化という形でやってはこなかった。ある意味、数量化とか、そういうことだというように理解してよろしいかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○大槻規制改革推進室参事官 例えば申請負担軽減対策という平成9年の話ですけれども、当時は全体として負担感を半減するというようなことを目標にしている、必ずしもきちんと数量化してやっていたわけではないということがございます。ただ、一方で、同様に処理期間の短縮だとか有効期間についても倍化しようという大きな目標を掲げてかなりの程度やってきたところであるのですけれども、ちょうど諸外国のところで御説明しましたような、科学的といいますか、かなりしっかり計算をしてどうなったかというところまではやってこなかったと思います。

○高橋部会長 いかがですか。

森下部会長代理、どうぞ。

○森下部会長代理 今、特保のところでは話が出たように、どちらかというと標準処理期間を定められていないものというのが一番実は問題が大きいのではないかと。そういう意味では、標準処理期間が定められているルールというのはどういうようになっているのですか。要するに標準期間がないから幾ら遅れてもいいというのが正直特保などもそうですし、幾つか認められると思います。逆に言うと、標準処理期間があるものは科学的に判定ができるわけです。延びているか、延びていないか。ここはあるかないかというのが1つ大きなポイントだと思うのです。今回も多分ないものに関して当然決めなさいというのが1つの方向性だと思うのです。そこに関して過去、標準処理期間を定めさせようみたいな話もあったのですか。あるいはなぜないものがあるのかというのは私からいうと非常に不思議なのです。

○大槻規制改革推進室参事官 これは行政手続法という法律が別途ありまして、そこで定めることとされております。

○森下部会長代理 そこで、その定める基準は何なのですか。

○大槻規制改革推進室参事官 申請に対する処分を行うときに際しまして、標準処理期間を各行政庁、各行政機関は設けるものというようにされてありまして、大体そういった定め方を見ていると、何日とかというように定めている例がございます。

○高橋部会長 行政手続は若干私の専門なので、一応行政手続法の規定は一般的に努力義務なのです。何で努力義務にされたかという、やはり過去に全然申請例がなかったとか、要するにやったことがないから皆目見当がつかないとか、さらに言うと、案件が非常に少なく定型化できない。案件ごとにばらつきが多くて、どこまで標準処理期間で定めたらいいのかどうかというのがわからないというような話とか、案件ごとに非常にばらつきがあるようなものについては、やはりほかの基準だと義務規定なのですけれども、標準期間というのはそういうことを考えて一応努力規定になっている。

ただ、私がいろいろなことを聞いた範囲で、やはり努力規定だからということで本来定められるようなものでも定めていないような例も若干あったりして、そこは森下部会長代理がおっしゃったように、少しそこについても今回なぜ標準処理期間を定めていないのですかみたいなことはいろいろなお役所に聞いてみるということはあるのではないかなと思いました。

どうぞ。

○吉田委員 先ほどの削減目標のところではSCMの手法が説明されました。これが今のお話にもつながってくるのかなと思うのですが、欧米でやりやすいのは、これだけIT化しました、これだけ人を削減しましたというのが1つの指標になるわけですね。これが日本で実際にこういうことができるのかというのは、また労働環境の違いというものもあって、そこは考えなければいけないと思われまして。要は事業者目線での利便性ということであれば、たとえば仮設をたてて、これだけの時間が、人の労働時間が減りました。それをExcel表に表わすことはできると思います。一方で、実際にそれが本当にコスト削減につながったかとい

うことも検討し、良いやり方を模索する。イギリスなどでは時間削減がこれだけ達成できましたとい結果がでて、事業者目線での効果がSCMでできています。目標値や効果の見える化ですね。ここは工夫が要で、もう少し検討が必要かもしれませんが、私の感想です。

○高橋部会長 森下部会長代理、お願いします。

○森下部会長代理 吉田委員の言われるとおりで、やはり基本的にこれは科学的な話だと思うのです。要するに目標値が設定されていて、その目標値に対してどれぐらい短くするか。特に、対日投資を考えれば目標期間が設定されていないところなどは商売できないわけです。そうすると、目標期間が設定されていないところを洗い出して、そこに新たに目標期間を設定すべきだし、目標期間が長いものは短くしなさいと言うべきだと思うのです。

消費者庁の機能性表示食品をつくってみたものの、目標設定がなくて、今のところ標準期間がないのです。特保はもともとそれがなくて厚労省の医薬品よりも2年以上長い。厚労省の医薬品というのは2年なのだが、特保では4年以上かかっている。結局、お役人側から言うと、申しわけないですけども、どんどん延びていっても誰も怒らない。そういうのは一番正直な話、投資の阻害要因だと思うのです。逆に言うと、期間さえ決まれば、先ほどお話があったように、幾らお金をかけて、幾ら人をつぎ込んでどれだけの初期投資があるかとわかるわけです。それが無いというのが一番問題だと思っていて、逆にないところを見つけていってそこに設定させるべきだし、その設定しているものが非常識なら、そういうものをいかにしてピックアップして短くしていくか。そこが一番大事なのではないかなと思うのです。そういう意味でなぜないのかというのはすごい不思議なのです。

○高橋部会長 事務局、何か補足はありますか。

○大槻規制改革推進室参事官 今回、コスト削減の手法をこれから考えていくということがございますので、そういった処理期間の話も含めて、こういった手法を位置づけられるのか。その際、期間を短くすることでこういったコスト削減につながるのかということもあるかと思うのですけれども、そういったところの整理を今後させていただきたいと思っております。

○刀禰規制改革推進室次長 補足いたしますと、本日、SCMの説明をさせていただきました。1つのわかりやすい科学的な手法であり、客観性もそれなりにあって、欧州諸国がかなり多く行ったという例がございます。

ただ、本日の資料にもありましたように、計算をするには仮定計算の積み重ねになっていくことと、行政庁が自分でやっているとなかなかどこまで信頼してもらえるのかがありますので、結局コンサルタントなどに委託をすると、恐らく何十億円単位のお金。しかも日本の行政機構は、多分デンマークなどから比べるとかなり大きいのですから、そうしますと、恐らく1年で受けてくれるコンサルがあるとも余り思えないものですから、何年かかかりでまず計算をしていくようなことになりかねない。では、それがいいのか、それとも違うやり方で科学的にやっていくのか。

または今ありましたような標準的処理期間を設けるというだけであれば、必ずしもコス

トがどう変わったかというのは直ちにはわからないだろうと思います。ただ、そういうことであっても、今、先生方が言われた事業者の負担感は随分変わってくる可能性もあるので、どういう手法が現在の我が国に望ましいのか。特に2000年代で本日まで説明しましたのは、IT化というのは各国もまさにそのころ取り組んでいたわけでありまして、日本も先ほど申し上げたようにかなり取り組んできました。ですから、恐らく日本もITを使うという意味においては、かなりの割合が2000年当時よりは多分減っているのだろうと思います。ただ、他方、いろいろな新しい規制が入ったりしますし、先ほど言った行政の機関によってもまちまちがあるということもありますので、結果的にどういう手法でやっていくことが日本のトータルをよくしていくのかということをもまず御議論いただいて、さらに各論は多分まだいろいろあると思いますので、そこはまた次にどういう議論をやっていくか。とりあえずは本日、あくまでもこのミッションであります、どのような手法かを勉強した上で目標をどうつくっていくか、重点分野をどうつくっていくかという方向でまずは御議論いただきたいと考えています。

○高橋部会長 どうぞ。

○江田委員 済みません、一言だけ。事業者目線であるということは非常にいいことだと思いますけれども、事業をやっている身からしますと、それが正確な数値ではなくても前に進んでいる感というのが非常に重要で、必ずしも過去のものを検証すると正しい数値のことはほとんどないです。事業をやっているとしてもそうなのですが、あらかじめえいやで決める部分もある程度必要なというように感じました。

○高橋部会長 どうも御指摘ありがとうございました。

では、佐久間専門委員、どうぞ。

○佐久間専門委員 こういう目標を決めてある重点項目も決めてアプローチするというやり方というのは非常に結構なことだと思います。これはもう規制改革で個別に一つ一つの 이슈を議論していてもなかなか目に見える成果というのは乏しいというのが実態ですし、時間もかかるということなので、ぜひこういう形でやっていただきたい。ただ、そのためには、どこが責任を持ってやるのかというのがもう一つ明確にならないといけない。

先ほど地方と中央の話が出たので、規制改革で御紹介のあった規制改革の例も関係省庁というのは、つまり、根拠法令の所管官庁がこういうことであって、実際の窓口というのは都道府県であるものがこの中にも幾つか入っているということでございます。なおかつ、それがサブスタンスなのか、書式なのか、フォームなのかという問題が結構大きい問題としてありまして、これは1つお願いになるのですけれども、書式、これについては地方自治を理由にして各都道府県が独自のものをつくるのは禁止する、言葉は悪いですが。フォームは中央が決める。もちろん個別の特記事項があればそれは特記欄があればいいのであって、これはそれが地方自治の権利を侵すとかという話がたびたび今まで出ていますから、それはもうはっきりと、書式は国が決めるということを原則に持っていくと、多分IT化も非常に進むし、無駄な議論をしなくていいと思います。あと、なぜそういうことを

言っているかという、企業にとってのコストというのは期間もありますけれども、出す情報量です。これは47に同じ情報を出すのだったら同じ書式であればいいわけで、それが違ってくればそれぞれまた情報量がふえるということですから、これについては徹底していただきたいと思います。

以上です。

○高橋部会長 統一化につきましては、禁止するかどうか、もしくは法令でやるかどうか、もしくは都道府県の知事会がございますが、知事会にやっけていろいろ依頼して、自主的にいろいろ統一のために申し合わせしてもらうとか、いろいろやり方はあると思いますので、そこはアプローチの仕方を含めて少し考えてみたいと思います。非常に書式の統一は重要だと思いますので。

○刀禰規制改革推進室次長 今、佐久間専門委員からお話のあった点は、今回規制改革推進会議の本体で御議論いただくときの主要なテーマの一つかと思いますので、またそのあたり、この部会とも連動しながら見ていただけるとよろしいかと思います。

○高橋部会長 議長、いかがでしょうか。

○大田議長 本会議で取り上げるときに、この行政部会でも議論されて要望が出されたということで、重要な柱の一つにいたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、國領専門委員、いかがでしょうか。

○國領専門委員 KPIをどう定めるかという話、それを調査するためのコストが非常に大きくかかってしまうという、これはずっと問題であり続けてきている話なのではないかと思います。1つの考え方は、コスト削減の道筋のシナリオについて狙いを定める。例えば子育ての話が先ほどITで出てきましたけれども、結婚したときに手続のために、名前を変える方が住所、氏名を何回書かなければいけないか。それをやったときにたしか二十何回書くというような話がありまして、本当はIT戦略なので、そんなことは1回書けば全部大丈夫なはずというようなことをやったのです。シナリオがきちんとできて、どこで何を削減するとコスト削減につながるのかというところのストーリーがあると、外国で22億円を使って調べたと書いてありますけれども、日本にはそんな予算はないですね。ですから、そこら辺でリアリティーを持って、この手続をするときにキーインしなければいけない住所を5回に減らすとか、1回で済ませるとかというような狙いの定め方をして低コストで計測できる目標を立てられると思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございます。

それでは、大崎専門委員、いかがでしょうか。

○大崎専門委員 今の國領先生のお話で思い出したのですけれども、対日直接投資会議でもそれと同じような話が出まして、少し違うのですけれども、要は例えば日本に進出してきて会社を設立したいと考えたときに、その会社設立の登記というものもあるけれども、同時に社会保険を加入しないといけないですから、そうすると、社会保険事務所のほうの届

出とかがある。そういう会社の設立という全体として事業者のほうから見れば、1つの行為であることが実はいろいろな省庁のいろいろな個別手続とかかかわっていて、そのたびにいろいろな窓口に行って、まさに同じようなことを書くというようなことから始めて、それから、前に提出したのと同じような証明書類を出さなければいけないとかというようなことを何回も何回もやらなければいけないので物すごく面倒くさいという話が出て、そうすると、必ずしも例えば登記の手続を簡単にしてくれとか、社会保険の加入を簡単にしてくれとか、そういうことではないのです。ただ、全体として非常に負担感が下がるということなので、難しいのですけれども、ある場面においての負担軽減みたいな取組方が必要なのではないかなと強く思っております。

○高橋部会長 非常に貴重な御示唆、ありがとうございます。

多少時間が過ぎてまいりましたので、後ほど前から申し上げておりますが、総括的な御意見を頂戴する時間を設けております。そちらでまた御意見を頂戴したいと思います。

それでは、3の(3)につきましてはこれぐらいにさせていただきます、議事の4、部会の進め方のほうにまいりたいと思います。

続きまして、行政手続部会の進め方について、事務局より御説明を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

○石崎規制改革推進室参事官 それでは、資料5、縦長の1枚紙を御覧ください。「行政手続部会の進め方(案)」とございます。

本日、9月20日が第1回でございました。第2回が10月前半ということで、他部局における先行的取組の検討状況、諸外国における取組の手法について、もう少し詳しく目なものが出せればと思います。3番目が規制・行政手続コストの考え方ということでありまして、今いただいた御議論、もしくは欧州などでは狭い意味での許認可以外の税務申告や補助金なども今回SCMの対象としておりますけれども、そういった中で、我が国において規制・行政手続コストの考え方をどうするか。4番目は、事業者目線でということでありまして、事業者のニーズの把握、調査をどういうように進めていくか。5番目は、今日も御議論いただきましたが、海外の取組に係る追加調査の進め方。

第3回、第4回につきましては、ヒアリングということで関係団体。具体的には経済団体ですとか、実際に行政手続を行っている士業の団体の方々。それから、第4回以降で事業者ニーズの整理、そして海外調査の結果、先行的取組の実施状況、それを踏まえまして、削減手法・目標、重点分野の検討というのをやっていきまして、一応年度末を目途ということではありますので、平成29年にかけて議論の取りまとめを行っていくといったことで想定をいたしております。

○高橋部会長 いかがでしょうか。これにつきまして、何かあればと思います。いかがでしょうか。

○吉田委員 経済団体へのヒアリングについてですが、よく政府からアンケートの依頼があります。アンケートを企業の中では、重要度が高いものにするためには、何か工夫が必

要かと思えます。何か御不満な点とか困っていることはありませんか、という聞き方で、この質問だと、もしかしたら良い返答が出てこないかもしれません。こういう制度や規則、法律があるところから始めて、皆さんが実感して思い出させるような相当丁寧なアンケートというものができれば、多分この部会の中で納得のいく重点目標というものを策定できるのではないかと思います。この辺のサンプルの集め方というのは物すごく工夫が要りますよね。大変だと思うのですが、その辺、工夫していただくと助かります。

○高橋部会長 多分見える例示みたいなことだと思います。

次長、どうぞ。

○刀禰規制改革推進室次長 大変大事な御指摘とっておきまして、今回、団体のヒアリングということで、まずいろいろな経済団体にできるだけ広めに声をかけまして、御要望としてあるものは伺おうというのがヒアリングでございます。

そのほかに、事業者ニーズの把握の進め方というところで、どういった形でやっていくか。一つは、先ほどあった対日投資等でも既にやっておられる前例もありますので、そういうところを見ながら、他方、日本経済全体としてどういうニーズがあるのだろうかということで、このあたりも、今、申し上げましたような経済団体にも御協力いただきながら、会員等の皆さんにアンケートをとっていただくことも必要になってくるかと思いますが、今の御指摘ができるだけ起きないようにどうするか。既に事務局のほうで経済団体を見ている経済産業省ともいろいろと御議論しながら、どういう形が費用対効果、それは行政にとってもそうですけれども、事業者の皆さんにとっても費用対効果はあると思いますので、どういう形でできるかということは見ていきたいと思っておりますし、また、委員の先生方にもアドバイスをいただけるのであれば、ぜひアドバイスもいただきながら、ただ、時間の制約もあるのでなかなか100点満点にはならないと思いますが、できる限り重点分野の選定に使えるものを取りたいなと思っております。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、一通り事務局より御説明を頂戴しましたので、ただいまの御説明にありました今後の当部会の進め方も含めまして、意見交換をさせていただきたいと思っております。

本日は初回でございますので、まずお一人2分程度で順々に御発言を頂戴したいと思います。どうも大臣、ありがとうございました。

それでは、大変恐縮ですが、私のほうからお願いさせていただきます。

野坂委員のほうからまず御発言を頂戴したいと思います。よろしく申し上げます。

○野坂委員 中央大学の野坂と申します。

私自身は、経営学を研究ベースとしており、その中でこれまで地方創生関連や被災地研究の一環でそういった起業家であったり、新しいビジネスモデルを構築しようとする中小規模の事業者の方にヒアリングを行う機会がありましたが、やはりビジネス環境上の制約として規制の存在であったり、また提出書類の多さ、そして証拠資料の収集などを含めた行政手続の煩雑さを指摘された方が非常に多く、実際大変御苦労されたという話を伺いま

した。

これらの行政手続の煩雑さが諸外国と比較した際の我が国の開業率、廃業率の低さの要因の一つにもなっていることから、手続の簡素化、そしてIT化によるコスト削減の実施というのは、そのメリット、デメリットを考慮しながら早急に取り組むべき課題であるというように思います。

今後、よりビジネスを行いやすい環境を整え、生産性の高い企業の新規参入を容易にし、市場の新陳代謝を高めていくことが日本のこれからの経済成長における重要な要素であると考えております。私自身、行政手続というのは新しい分野となりますが、これから勉強させていただきたいと思います。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、次に原委員、よろしく願いいたします。

○原委員 ありがとうございます。

私は規制改革会議は初めてでございますけれども、国家戦略特区、ここの別動隊のようなところでこれまで何年間かやっておりました。そこでいろいろな要望などを承る中でも、この規制・行政手続コストの問題というのは大変よく出てくる問題。しかし、その1つずつが細かい問題なのでなかなか手が見つからないということでしたので、今回、新しい改革手法でこれにごそっと網をかけるということだと理解していますけれども、大変重要な取組だと思っております。

何点かコメントを申し上げたいと思いますが、1つは、そういった事業者の方々がお困りというので伺っている中で、書類が多いといった問題もあるのですが、もう一つ、規制の不透明性であるとか、あるいは裁量的でなかなかわからないといった問題もよく出てきます。今回の取組はその問題の解消にもつながる可能性が十分あると思いますので、そこにもつながっていけるような取組ができるといいのではないかとというのが1点目でございます。

2点目に、先ほど事業者ニーズの把握についてのお話がありました。特にこの行政手続コストの削減ということで、メリットを受けられる方々の一つが中小零細企業であり、外資系の企業。特に国内でこれから参入しようとするときに分野によっては、場合によっては事実上の参入障壁になってしまうような場合もあるということだと思います。ですので、そういった方々の声をぜひしっかりと吸い上げられるようなニーズの把握ができるといいのではないかと思います。

最後に3点目ですが、今回の取組はあまり困る人というのはそんなにいないと思うのですが、考えられるとすれば、行政手続の代行をされている専門資格の方々というのはあり得るのかなと思います。そういった方々がお困りになるようなことはしませんというのだと価値は下がってしまうと思いますので、ぜひそこは思い切った取組ができるといいのではないかと思います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、吉田委員、よろしくをお願いします。

○吉田委員 やはりビジネス界に身を置くものとして、そもそもの発端というのがGDP600兆円ということ、まず第一歩として外資の呼び込みということがあると思うので、そこを大前提に置いて、今回の行政手続の簡素化というものが成長戦略につながるようにと、どのような点々点があるのかなと思うのですけれども、絶対にあって、まず、重点目標という意味で機軸を置きたいと思うのがいろいろあると思うのです。これからこれをやめました、この手続を何とかしましたというよりは、まずIT化しようということの大前提にいろいろな話をまず第一歩として展開できないかなと思うのがこれから迎えていく我々の大きな成長戦略の中の柱として日本のデジタルイゼーション、第4次産業革命を迎えて、新しい産業、イノベーションを起こしていこうというものだと思っているのです。

このIT化をするというようにスイッチが入った途端に、いろいろなものの属人的に入ったものが外出しになって構造化をしてデューデリジェンスで見える化して、みんなでプロセスを見直してというものは必ず入ってくるので、その中ではこういう重複があるね、ああいう重複があるねというものを見出していくことができるのです。だから、まずIT化しましょうね、見える化しましょうねというものが大前提にあってほしいと思います。

その中で、どう考えてもやはりネットワークレイヤーからのアーキテクチャーの見直しというのは必ずあるはずなので、それはセキュリティー強化のため。こういうものが自然とついてくるので、大きなディレクションとしては全部デジタル化していくぞと。これは中央政府、真ん中からロールモデルとしてやっていくみたいな姿勢があるべきなのではないか。これをどう成長戦略につなげていきますか。つなげている国というのが例えば韓国です。韓国はこの1つのベストプラクティスのプラットフォームを政府の行政の簡素化、IT化。これを今、アフリカですとか東南アジアとかに売っているわけです。これを日本でやりたい。でも、このときに多分オールジャパンでやるのではなくて、ここはもうベスト・オブ・ベスト。そこには恐らくIBMとかマイクロソフトとかいろいろないいものが入らなければいけないわけです。これが1つのプロセスもコンサルも含めて日本が外に出していける成長戦略になり得るのではないか。

もう一つ言いますと、何で外資も入れなければいけないかという、まさに私たちの目標というのは外資を呼び込もうとしているわけですね。こういう中で皆さん日本が協力してくださいと、こういう呼び込み方もあると思うのです。みんなで1つのベストプラクティスを使ってつくって外に出していくとか、こういうポジティブなメッセージとともに行政の手続だとか、これだけ聞くとつまらなそうに聞こえるのですが、国民にも訴えかけていかなければいけないのかなと思っています。

あと先ほどの削減目標なのですけれども、一言だけ。すごく端的に第一歩として見せられるものは、政府のプロキユアメントをどれだけ削減できたか。これは数字で確実に出てきます。これはイギリスも出しています。要は調達です。今までITの調達はこれだけして

いました。それをみんなコンソリデーションして横串にすることでこれだけ減りましたというのは間違いなく数字で出てきますので、これも1つのやり方ではあると思うのです。予算ですので、では、ここで浮いた何兆円という予算の削減が欧米諸国ではできているわけです。では、この予算は例えば子育て支援の何とかに回しましょうとか、例えば貧困層の子供たちの何とかにしましょうとかという国民への訴えかけとか国民の間接的なベネフィットという発信の仕方もありますね。先ほどKPIの出し方は難しいと言っていたので、1つのアイデアとして。済みません、長くなりました。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、大崎専門委員、よろしく願いいたします。

○大崎専門委員 ありがとうございます。

既に何回か発言させていただいておりますが、3つほど申し上げたいと思います。

第1は、こういう部会をつくって全体を推進していくというのも非常にいいと思うのですが、一方で、各省庁御自身に自分のところでもう少し行政手続を簡素化できないかという自己点検なり自己改革案づくりというのをやっていただくのはどうかなというように思っております。

現場の皆さんも今、扱っている手続が全部絶対に必要だというように本当に思ってもらえるのかどうかです。無理やり削減を言われるというのではなくて、不合理なものは自分から正していくという自己改革を推進していくという考え方も、それはこちらから呼びかけてやるということになるのだと思いますが、重要ではないかというように思います。これが第1点でございます。

2番目なのですが、先ほど標準処理期間の話があったのですが、確かに期間を定めるといっては重要なのですけれども、一方で、標準処理期間が厳しくなればなるほど、今度、例えば申請しないでくれという圧力をかけるとか、受理しないとかなというような取り扱いも現場では出てくるのではないかなと思うわけです。これは現実の問題です。そういうように省庁がみずからを守るために事業者にとって非常に不親切になるというのでは本末転倒というか、そういう結果を望んでいるわけではありませんので、むしろ事前の相談ですとか処理手続を円滑に進めるということをして省庁自身に積極的に動いてもらうという取組ができないか。

少し思っていますのは、例えば具体的な例で私は金融の分野がもともとは専門なので、イギリスの金融をやっているFCAという官庁があるのですけれども、そこがいわゆるフィンテックというものが最近はやっているものですから、それをもっとイギリスでいっぱい作りたいたいということで、フィンテックの人たちが仮に現在の金融法規上、認可申請等々が必要になるかもしれないというような場合は、詳しい話を聞いてあげて、申請が必要な場合は申請手続をむしろ申請を受理する省庁自身が手伝ってあげるといような取組をやっておるのだそうです。詳しくは私もまだ調べている途中なのですが、例えばそういったようなもので、省庁はあくまで申請を受理して審査するのだということにこだわり過ぎない

ので、世の中全体にとってよくなりそうなことは、受理し審査する側といえども前向きに取り組んでいくというようなことをやればよいなと思っています。

長くなって恐縮ですがもう一個。一括でやってくという話が出ていて、それはいいことで、そこに水を差すわけではないのですが、私、1つ苦い思い出がございまして、2001年だと思いますが、IT一括法というのができて書面交付について一斉に電子化しようということが法令で定められたことがございまして、このときに、金融分野で目論見書という書類があるのですけれども、これは投資家に投資のリスクについて知らせるために交付しなければいけない書類なのですが、これの交付が実はできなくなってしまったのです。というのは、IT一括法では受け取った側がダウンロードした段階で交付したことになるというのですが、この目論見書というのは交付をしたことを確認しないと違法になります。したがって、相手がダウンロードしたかどうかというのは確認できませんので、これはIT化したら違法なことをやるリスクがあるからやらないということになってしまって、金融庁と随分業界がもめて、結局半年遅れで内閣府令を再改正してようやく円滑にできるようになったということがございます。

ですから、上から全体でという取組自体、間違ったことではないと思うのですが、個別にむしろ前向きな取組を阻害するようなことがないような配慮をやっていく必要があるなと思っています。

済みません、以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、川田専門委員、よろしく願いいたします。

○川田専門委員 ありがとうございます。JXホールディングスの川田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私どもJXホールディングスは、2010年に日本石油と新日鉱ホールディングスが経営統合してできた純粋持ち株会社でございまして、3つの大きな中核事業がございまして、1つ目は石油の精製、販売事業で、これはENEOSという商標の下、国内で36%のシェアを持っております。2つ目は世界で石油と天然ガスの開発事業を展開しておりまして、現在12カ国で活動しております。3つ目が金属事業で、銅鉱山の運営のほか、銅の精錬であるとか電材加工品の製造、輸出を行っております。こうしたことから、私どもはエネルギー鉱物資源の関係で大変多くの行政手続を行っている事業者でございまして、その立場から本部会において意見を申し上げてまいりたいと思います。

本日の議論の中で3つほど感じた点を申し上げたいと思います。

1つは、先ほど佐久間さんもおっしゃったことではありますが、行政手続について、例えば紙媒体を改めてIT化しようということになりますと、IT化すること自体がコストの削減につながると思われがちですが、重要なのはその中身でございまして、業務や手続の内容をしっかりと吟味した上で、IT化を進める必要があると思います。この点、大崎さんがご指摘された通り、まずは、各省庁での個別の取組がベースにあって、その上で一括して標準化

できないか、あるいは簡素化できないかということを検討していくことが、実質的に行政手続コストの削減につながるものと思います。

2つ目は、地方自治体の手続についてです。大田議長に引き取っていただく話かもしれませんが、全国各地で事業を展開していると、やはり地方自治体における手続が大きな負担になっております。これには、法律に基づく手続以外にも指導という名のもとで行われる意見の聴取などがございますので、私どもにとって、その負担感は非常に大きいということを申し上げたいと思います。つまり、そこまでを対象にしませんと、本当の意味での行政手続コストの削減、事業者目線からの削減にはならないのではないかという思いがいたしました。

3つ目は、定量的なエビデンスに基づいてコスト削減の効果を検証すべきであるということです。客観的なデータあるいは事実というものをどのように判断し、どう評価していくのかといった検証方法そのものが重要だと思いますので、今回の重点分野と削減目標の検討と同時に、いつ、誰が、どのような手法で効果を検証するのかという仕組みも検討しておく必要があると思います。その際、フォローアップにつきましても事業者目線で行う必要があるという思いがいたしました。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋部会長 どうも川田専門委員、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして國領専門委員、よろしく願いいたします。

○國領専門委員 私も大分話したので簡単にまいります。

ITのほうは、この2～3年でかなり大きいブレイクスルーがあったつもりでいます。マイナンバーもそうですし、企業コードというのが整備されましたし、案外大きいのは外字といって名前などで普通の当用漢字ではないような、この辺のものの標準化というのができていなかったのが、この2～3年でほぼ、これはずっと問題だったものが解決しています。

これによって、重複していた手順のようなものを一元化するワンストップ化とか、こういうものがかなり推進可能な状態をつくってきたつもりです。ただし、これは先ほど大崎専門委員がおっしゃったとおりでありまして、実際の現場に持ち込もうとすると、それぞれの業界のそれぞれの手続のそれぞれのロジックがあるので、一網打尽、それだからできるはずだから後はというようには放っておけない。一個一個ちゃんとフォローしていけないといけないという話かと思うので、まさに今、いろいろな業界において企業コードを使ってマイナンバーを使うとこんな手続の簡素化が可能であるはずだというようなものです。その中で、今、いろいろな法令とかで、それで象徴的なのが書面原則、対面原則だと思いますが、こういうようなものがネックになっていけない。ですから、同意を取りつけなければいけないとか、こういうものになっていけない等ありますが、実は今の技術、例えばマイナンバーカードを使えば本人確認と本人意思の確認はできますので、できるはずなのにいろいろなところのものがひっかかっているといけないというものを取り除いていく。これによって重複を排除する。これだけで相当大きいはずですよ。というようなベネフィッ

トを出していくというようなことではないかなと思います。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、佐久間専門委員、よろしくお願いします。

○佐久間専門委員 ありがとうございます。

私から、先ほど申し上げましたけれども、前回の規制改革のときにはホットライン四千何件、全部一応見て、頭の中にあることからすると4象限で、要はサブスタンスにかかわるものとかかわらないもの、あともう一つは、金融関係とそうでないもの、多分この4つに意外と分かれまして、単純に各事業者から意見をもらおうと非常に多くは金融業界から上がってくるというのが実態です。ただ、これについてはもう金融庁に責任を持って目標を達成してもらおうというほうが多分早いのではないかなというのが非常に素直な私の今の感覚です。

ですから、ここで重点的に取り上げるのは、サブスタンスではないところで、なおかつ金融関係以外のところを重点的に取り組むのではないか。サブスタンスでないと言っても非常に難しく、サブスタンスの法令に基づく、さらに法令に基づいて条例に基づく。さらに条例にもない、全く窓口で決まる。この一番下のあたりぐらいからすっきりと解決していくということが重要ではないかと思います。

ITは、そういう意味ではもう横断的に、いろいろ問題はあると思うのですが、IT化する、電子化することによって簡素化される、透明性が増す。あと多分非常にばかげた規制だということもよくわかるということなので、それはもう当然進めるべきものだと思います。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、堤専門委員、よろしくお願いします。

○堤専門委員 多摩ニュータウン、多摩市で事業所を20年前に立ち上げました株式会社キャリア・マムの代表取締役をやっております堤と申します。唯一の中小企業を営んでいる専門委員ということでございますので、事業者目線というところで幾つかお話をさせていただければと思います。

もともとの成長戦略ということは、私自身は、私にもできるということをみんなが感じることだろうなど。ただ、今、実際にいろいろな行政もしくは、いわゆる公共事業というものに全ての人が私でもできる。例えば自分が起業してそれに手を挙げられるかということ、非常にここは乖離があるなというように感じています。何が大きいかというと、何人かの専門委員の皆様方もお話しされておりますが、例えばマイナンバーというものが企業には振られているのですけれども、マイナンバーがあるのだったらマイナンバーを活用すればいいのになと思うのですが、例えば公共事業にトライしようと思うときに、納税をきちんとやっていますかというので税務署に行って書類をとってこいと。e-Taxというのがあるので、e-Taxを申し込むだけで書類は自分で取りに行かなければいけない。そ

の1とかその2とかその3-1とかその3-2とかよくわからないことがあるので、一番ハードルが高いなと感じるのは、いろいろな公共事業とか法律だとか補助金だとか、さまざまなものが皆さん頑張ってくださいと出ているのですけれども、何の補助金だかよくわからない。何のためにというタイトルがわかりづらいので、それを調べている時間から、もし人件費とかということ言えば、本当に小さい中小企業や新しく参入していこうと思ったときに何をリクエストされているのか、何をそろえていいのかということが全くわからずに、それを一体誰に聞いていいかもわからない。ホームページを見てくださいと言われてしまうので、ホームページで探してください。

このあたりはもちろんIT化も進めていかなければいけないとは思いますが、大事なところがIT化ではなくて、言っている割には現金主義。行政のものはクレジットカードが使えませんので、何でクレジットカードが使えないのですか。行政のいろいろな購買をしてやっているときに公共事業の中で、ポイントがつくからですと言われたのです。ポイントのつかないクレジットカードを使ってくださいと言われて、そんなクレジットカードはどこにあるのだみたいな、みんな探そうよみたいな、でもないのですけれども、なので、結局現金振り込み主義で3月の末に終わる公共事業であればそこまでに入金しなければいけない。これは商習慣との物すごいずれがあります。大体30~60日という形で、ここだけ2月とか3月だけ早く払わなければいけないとかというような、ITと言いながら対面主義、現金主義、そして文書主義というような、そのあたりがすごくちぐはぐ感を感じているなど。

書類で言うと、今、中政審に出させていただいているのですけれども、中小企業政策審議会のほうでは、タブレットに全部こういうものが入ってくるのです。何でもかんでも書類で、厚い書類がおくられてきた段階で気持ちがなえてしまう。こんなの読んでやらなければいけないのかというあたりが、非常になれていない中小企業がいろいろなものにトライしようというときに気持ちがそがれてしまうのだろうなど。

もう一つは、委員の先生方が何人もおっしゃっていらっしゃる国も各省庁、書類のフォーマットが違います。特に一番大きいのは、人件費の算出をするときに、例えば健康保険の等級でやるところを実質的に払った賃金でやってください。賞与は入りませんとか、残業代は含みませんとか、東京都もまた市も違いますし、県も違うという。そういった地方のところの書類の違いというものが毎回毎回新しくトライしていかなければいけないというのがすごく大変になっているというところはあると思いますので、そのあたり、せっかく法人にマイナンバーが振られているのですから、マイナンバーでたたけばこの会社は税金を正しく納めているのかどうかわかりますので、わかるものはやってほしいなど。

なので、正しくやろうと思えば思うほどばかを見ているようなあたりはすごく感じていますので、まだ本当に事業者の目線でこういうことがというように発言することしかできないのですけれども、逆に委員の先生の皆様方のお話を聞きながら、それはそうですよねとか、小さい会社にはそれは負担ですということを今後も発言できればと思っております。

以上でございます。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、森下部会長代理よりお願いしたいと思います。

○森下部会長代理 皆さんも言われていますように、今回は事業者目線というポイントが1つ入っているので、先ほど佐久間専門委員も言われましたけれども、ホットラインをぜひ活用していただければと思うのです。昨年でしたね。集中受付を地方改革のほうでしましたけれども、今回もこのテーマに関して集中受付をしたらどうかと思います。やはり規制は非常に小さいので、特に今回のような話というのは行政手続で現場の人しか知らないもので、なかなかお役人のほうからこういう内容だということも出にくいですし、先ほどもお話があったように、どこかの経済団体に言えば出てくるかということ、なかなか出てこないと思うのです。むしろふだん苦勞している中でこんな規制は何であるのかとか、この手続は何であるのか。そういう声を集めたほうが国民目線に沿うかと思いますので、ぜひ事務局のほう、ホットラインの活用を考えてもらったらどうかと思います。前回の集中受付も1つするのは手かなと思いますし、これは大田議長にもぜひお願いしたいなと思います。

もう一点は国民目線。規制改革会議は前期のときから常に国民の目線も大事だということを行っている中で、資料にもありますが、英国の消費者向け広告など商業上の不正行為に関するルール等ということで、これは2番目に非常に大きな経済効果が出ている。こうした内容等も、なかなか表だつての規制は出てこないのですけれども、實際上、非常に皆さん困っている領域なので、前期のときもOTC医薬品は手がけましたけれども、それ以外のところというのは全然残念ながら手がつかなかった分野ですから、こういうところなどもわかりやすいので、ぜひ取り上げたらどうかと思います。

同じような流れで言えば、先ほどお話が出た機能性表示食品などの届出です。届出に関しては非常に不透明な運用をされている。ある意味、審査をする以上に不透明なのは届出ではないかと最近思うことがあって、こういうところも各省庁を含めて実態を明らかにしてもらって、早くできるものであれば早くしてもらい、行政手続の期間が決まっていなければ、届出なのにそんな時間がかかるのはおかしいはずなのですけれども、そういうことが平気で行われているのではないかとということを非常に思っていますので、ここも国民目線という観点でぜひ取り上げてほしいなと思っています。

3点目は岩盤規制の部分。これは具体的に言うと農水省の農薬、動物薬の認可、輸入の関税の問題とか厚生労働省の介護、保育とか、これは依然として目に見えない行政手続の部分があるので、ここは本会議で取り上げる案件もあるのかもしれませんが、もし浮き彫りになってくるようであれば、ぜひそういうことも積極的に取り上げてはかがかなと思います。

先ほど来、標準処理期間を言っていますけれども、これは実例があって、厚生労働省のいわゆる医薬品認可をしているPMDAという機関がありますが、かつては処理期間がなかったのです。それを決めてアメリカ、ヨーロッパ等の規制当局の比較をすることで、今、世

界一速く処理ができるようになってきている。これはまさに競い合う中で、アメリカ、ヨーロッパも短くなっているのですが、日本はさらに短くなってしまっていて、実際的に処理が非常に透明化されてきたという経緯もあるので、やはりどうのように標準処理をしていくか。なぜ時間がかかるのか。そこも含めて議論するのも大事だと思うので、決まっていなくてもあれば決めてもらうべきですし、決まっているものであれば、目標としてより短くするように言うていただくべきだろう。そのことで網羅的にかなり行政改革が進むのではないかと思いますので、ぜひそこは検討していただきたいなと思います。

最後に、小さい話かもしれませんが、先ほど話が出たように、これは非常に大きい話なのに、あまり皆さんの目を引かないというか、結構地味な会議だなと正直思うのです。具体的に何が変わるかよくわからない。そういう意味では、先ほどどなたか言われていましたけれども、外国の企業が実際日本で開業するときに、会社をつくるときに、そのパターンングをしたらどうか。もしその会社をつくったとしたら、こういう規制が問題になって、ここにどれぐらいの期間がかかっている。そこに関してこれぐらい短くしますとといったような具体的な例示ができれば大分わかりやすくなりますと、対日投資をふやすという点でも、海外から見たときによくある見える化ができて、実際に変わったということがアプローチしやすいのではないかと。そういう意味では、具体的な事例というのも1つ、2つ取り上げたらどうかと思います。

国内向けにも先ほどお話があったような、女性の方が結婚してお子さんをつくられてキャリアアップを図ってくる。あるいは自分で会社をつくられる。では、そのときにどういうことが問題になっているのか。この辺の手続的な面というのは、政府全体ではどなたも把握していないと思うのです。そういうものが目に見えることで国民の方から言えば、この行政手続部会というのは一体何をやっているのか。規制改革推進会議がどうのように変えていっているのか。そういうものが非常にわかりやすくなると思うので、そういう事例も1つ、2つ取り上げてもらうと非常にこの会議の意義というのがわかりやすいのではないかと。政府全体で言えば非常に小さい話かもしれませんが、やはりそういう目に見えるということも大事ではないかなということ、もし可能であればそういうこともやっていただければということだと思っています。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、私が委員の中で最後ということでございますが、申し上げたいと思います。実は私、行政法が専門でございまして、その1つの大きな分野に行政手続法というものがあって、それで行政手続部会に入ってくれという話になったと思うのですが、実は20年前にできた行政手続法というのは、特に申請の手続というところは規制緩和的な要素が非常にあって、今、出てきました標準処理期間の6条もある意味では規制緩和的なところがございまして。

さらに言うと、例えば11条というものがございまして、これは1つの事業について複数の行政庁が関与しているときにはきちんと協働して審査を迅速にこなさいというようなこと

もございますし、まさに9条というので積極的な情報提供をなささいといったような規定もございますが、それが本当に日本の現場に生きているのか。これは今日のお話を聞いてもどうだったのかなという気がしました。特に大崎専門委員の話で、標準処理期間を厳格にすると実は受理しないのではないかとか、そういう話が出てくるのですが、実は明確に7条の行政手続法違反で違法行為なのです。そういうことが出てくるような状況というのはまだまだ行政手続法というのがきちんと根づいていないのではないかと。そういう意味では、今回、こういう非常に一つ一つを取り上げながら、そういう法律を血肉化していくという作業としては非常に大きな課題があるのではないかなと思っているのが第1点でございます。

第2点も大崎専門委員の御指摘はあったのですが、やはり複数の行政庁に関与しているときにとにかく同じ書面をいっぱい出さなければいけない。しかも、1つの事業をやるときにどこに行ってもいいかわからないとか、これは非常に心理的な負担感だと。特に外資の方ですね。もしくは成長産業で非常に若い人が起業しようとしたときの負担なのではないかと思っていて、そういう意味では、ワンストップサービスみたいな窓口をつくるのか、そこにコーディネーターを置いて、きちんとこういう規制についてはこういうようなところに行って処理を届くようにしたらどうかとか、かつ、それは役所と交渉して標準処理期間をもっと短くしろとか、そういうワンストップサービスのものをつくるというのは非常に対外資の関係、成長戦略の関係では非常に大きな意味を持つのではないかなと思って、そういうのも11条とか9条にはそういう精神がありますので、そういうことも1つ考えていったらどうかと思いているところがございます。

あとは見える化をしなければいけないということなので、1つは先ほど申しましたように、森下部会長代理もですが、やはり典型的な例をしっかりと深掘りして、そこでちゃんと見える化して、そこの中で出てきた削減の要素については、ほかのところにも応用できるところがあると思いますので、そこら辺の見える化をどこか深掘りしてやっていくということが重要なのではないかなと思っています。そこら辺はまた事務局と御相談しながらいろいろと進めていきたいとは思っています。よろしくお願いします。

それでは、いかがでしょうか。大田議長がいらっしゃっております。全体の発言をお聞きになって御感想等があれば頂戴したいと思います。

○大田議長 貴重な御意見、ありがとうございます。今日、地方の規制についても貴重な御意見をいただきましたので、本会議で受けとめます。今後、本会議案件として何か扱うものがあれば連携をとりたいと思いますし、他のWGと連携をとれるものがあれば、両方からのアプローチでやっていく。そして、全体として効果的に進めるのが私の役割だと思っておりますので、よろしくお願いします。

今日の議論を伺っていて感じた点、2つあります。

1つは、霞が関を本気にさせるのは数値しかないというのが私のこれまでの経験です。これをやりますと、数字合わせではないかと、数字合わせに意味はないという反応が決ま

って返ってくるのですけれども、数字合わせこそが改革につながると思っております。やはり何らかの数値というのは不可欠ではないか。それをどういう形でやるかはともかくとして、数値目標というのは重要だと思っております。

もう一点、本当はこういう行政の改革は継続的にずっと常にやっていくことが必要だと思うのですが、これまでの行政改革や、行政の事業プロセスについての取組というのは、機運がすぐに盛り下がって、あること自体忘れられてしまう。これはまた私の経験です。いろいろな評価の仕組み、行政を変える仕組みができて形式だけになってしまうというのが非常に多かったと思います。

したがって、機運が盛り上がっているときに短期集中的に一気呵成に何かをやるというのも重要ではないかなと思っております。どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

時間が若干ございます。あとお一方、お二方、何か追加で御発言がございましたらば頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

では、1点、どうぞ。

○佐久間専門委員 先ほど森下部会長代理からホットラインのお話がありましたが、若干ホットラインは限界があるなというのが率直な感想でして、やはり数値目標を決めて各省庁が後は責任を持ってやってもらうという今、大田議長がおっしゃったようなアプローチというのやってみるべきではないかというのが私の申し上げたかったこととございます。別にトライが何の意味もなかったということでは全くございません。

以上です。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

では、原委員、どうぞ。

○原委員 1点だけ。先ほど部会長がワンストップセンターのお話をされたのですけれども、一応国家戦略特区の枠組みの中では開業のためのワンストップセンターというのはつくっていて、税とかいろいろな手続を全部そこで一元的にやれるというのをつくっているのですが、ただ、まだあまり広報が不十分で、アークヒルズに一応それはあるのですけれども、多分吉田委員も御存じなのではないかと思っております。

○吉田委員 知りません。ありますか。

○原委員 あるのです。そういったのも事務局経由でまた情報共有いただけるといいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○吉田委員 普通にアークヒルズと聞いて言いたくなりました。

○高橋部会長 最後、吉田委員。

○吉田委員 大田議長のご指摘は本当にそのとおりでございます。いつまでに実施するという目標を決めてもいいかもしれません。2020年はひとつの目標になると思っておりますので、2020年に念頭に置いた向けたeデジタルプランを作成してここを目標にみんなで行政簡素化を実施する—そういう大きなくくりの方針を出したい感じはいたします。

○高橋部会長 どうもありがとうございました。

それでは、時間が参りましたので、資料5にございます行政手続部会の進め方につきましては、このとおりとさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○高橋部会長 ありがとうございました。

資料1の閣議決定にございますように、本部会では本年度末を目途に重点分野の幅広い選定と行政手続コスト削減目標の決定を行い、計画的な取組を推進することとしております。

今後は関係者からのヒアリングも受けながら、スピード感を持って議論を進めていきたいと思っておりますので、引き続き御協力のほどをよろしくお願いいたします。

本日の議事は以上でございますが、事務局から何かございますでしょうか。

○石崎規制改革推進室参事官 次回の会議日程は後日、事務局から連絡させていただきます。以上であります。

○高橋部会長 それでは、これにて会議を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。